

政令第百八十号

放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年六月三十日とする。

理由

放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。